

## 補助金を活用して合併処理浄化槽に切り替えましょう!!

合併処理浄化槽は、トイレの水だけではなく、台所やお風呂など家庭から出されるすべての排水を処理して、河川や海にきれいな排水を流す装置です。生活排水の中の汚濁物質を 1/10 に減らします。ご自身の快適な生活の為だけではなく、きれいな水で美しく豊かな自然を守るためにも、合併処理浄化槽を設置しましょう。単独浄化槽（トイレのみ）や汲取便槽から合併浄化槽へ転換する場合には補助金が交付されますのでこの機会にご検討ください!

| 人 槽   | 合併処理浄化槽<br>設置費 | 単独浄化槽撤去<br>汲取便槽撤去※1 | 宅内配管工事費   | 町内業者     | 合 計<br>(最大) |
|-------|----------------|---------------------|-----------|----------|-------------|
| 5 人槽  | 332,000 円      | 90,000 円            | 120,000 円 | 50,000 円 | 592,000 円   |
| 7 人槽  | 414,000 円      |                     |           |          | 674,000 円   |
| 10 人槽 | 548,000 円      |                     |           |          | 808,000 円   |

※1 単独浄化槽・汲取り便槽を撤去しない場合は加算されません。

### ◆単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合の費用の目安

例…総額 130 万円かかる場合（※実際の金額は設置場所・条件によって変わります。）

補助金対象条件：5 人槽の合併処理浄化槽を設置、既存設備（単独浄化槽か汲取便槽）撤去、町内業者が工事。

補助金 592,000 円

自己負担額 708,000 円

詳しい内容については、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先 肝付町役場 住民課 ☎ 0994(65)8411

## 浄化槽を設置している方へ 浄化槽の法定検査は義務です!

浄化槽は「保守点検」、「清掃」、「法定検査」という維持管理が適正に行われることによって、私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。

法定検査は、保守点検、清掃とは別に、毎年 1 回の検査が義務付けられています。

検査は県知事の指定を受けた（公財）鹿児島県環境保全協会が行います。

※日程については、事前にハガキでお知らせいたします。

| 合併処理浄化槽                       | 単独処理浄化槽             | 検査頻度     |
|-------------------------------|---------------------|----------|
| 基本検査<br>(ガイドライン検査)<br>5,000 円 | ガイドライン検査<br>4,000 円 | 4 年に 1 回 |
| 採水員検査<br>3,000 円              | 採水員検査<br>3,000 円    | 4 年に 3 回 |

※排水員検査：前回の検査結果や事前の書類検査で問題のない浄化槽が対象



鹿児島県  
環境保全協会  
ホームページ



### お問い合わせ先

○鹿児島県知事指定検査機関  
(公財) 鹿児島県環境保全協会

☎ 099(296)9000

○鹿児島県上下水道室

☎ 099(286)3685

肝付町役場 住民課

☎ 0994(65)8411